第8号 昭和四年四月十五日第三種郵便物設司毎週火、金曜日發行(但休日に当みできは翌日) 世 厚 査 簡 話 所 課 課 課 課

昭和三十年十月十七日

十月十八日

執行

年

月

日

地方自治法第百九十九条の規定に基き、 鳥取県監査公告第百三十五号 を次の通り公表する。 に係る民生労働部の定期監査を執行したので、 ◇監査公告 昭和三十一年二月二十九日 司 同 鳥取県監査委員 監 Ħ 監査の結果公表昭和二十九年度に係る民生労働部の定期 査 公 次 松 近 大 告 本 本 西 昭和二十九年度 伝 節 四利 その結果 夫 郞 治 職 労.保 監査概況 は次表に示すとおり年々減少を示している。 八〇三、実人員一二、八四四人であつて、保護対象者 六四二世带、延一五四、一二九人、月平均世帯数四、 昭和二十九年度における生活保護世帯は、 厚 業 安 険 政 童 定課

生

昭和三十年十月十七日監査

同 同 同 同

一月二日

監査委員 課

松 山 近

治 鄎 __

同同

本 本

几

延五七、

同

年

度

実

世

帶

実

人

員

備

考

同 二十七年度 昭和二十五年度

六0三量 五、空三

一六、六六九 三三,4

右同

月平均実数を示す

同

二十八年度

3

昭和31年2月29日 取 県 公 報 (号外) 第8号 百四十五万余円、 中地方事務所 保護家庭の実状をはあくして置くべきである。 動を困難にしている実状である。 た結果と認められる。 れは従来指摘された濫給の是正、 二十九年度 県取扱分六千八百十六万余円、

増減等を行つているので更に保護決定の適正化を期 のつど相当数の保護停(廃)止、或いは一部負担額の の指導監査、被保護者の一斉調査等を数回実施し、 る事務費、特に家庭訪問旅費等に制約を受け第一線活 本年度の扶助総額二億六千三百七十二万余円でこ (東部福祉事務所を含む)取扱分五千六 しかしながら保護行政に要す なお保護の実施状況 保護の適正化を期 モ、四三人 四、 六〇三 四、起 市取 Ø そ 三、公园 三,0三 一門、八三 理されたい。 監査当日保護費の精算が未整理であつたので正確に処 五%で五百六十余万円(二・三七%)となつているが で金額九千八百余万円(三五・二九%)教育扶助は一 ぎないが金額にして一億四千二百十余万円支出総額の 見ると医療扶助は件数においては総延人員の九%に過 六%で一千二百十余万円 五五・〇八%を占め。 扱分一億三千九百十余万円となつてい 生活保護法による保護施設は養老施設五、 (前年度は十四) 右 右 同 右同 生活扶助は件数において四九% (三・六七%) 住宅扶助は二 -, る。

ح

の内容

ħ.

宿舍提供十

医療保護施設

授産施設

る。 き • 的 ある。ことに授産場については本年度指導監査を実施 計二十五施設あるが、 資格を欠如しているものもあるやに見受けられるに 止をしているものがあり、 していないが、 にながれている傾向があるので厳重に実施すべき 施設の運営指導については一層留意す これらの中には経営不振のため休、廃 これらに対する指導監査は形 また生活保護法適用の対象 **べ** き で で 式 0

四 更生資金の回収並びに貸付については国民金融公庫 れたい。 と連絡を密にし、 も の 管されたのみで貸付けていない) 五十円となつている。 差引貸付現在額六、 千四百円) 十万七千円(累計10、 (累計三、九六九件、 で未回収残高は二千八百三十五万円で、 即ち昭和二十九年度貸付は一五一件で五百七 回収は二八五件で六百十三万九千六百円 効率化を図りその運営の万全を期さ 一三〇件、三千四百六十五万二千 三千七百五十七万一千五十円) (内六万三千七百円を公庫に移 〇九九件、 この中期限到来した 七千二百十五万九 貸付運

> 千二百十一円)を合算して三千七百九十五万五千二百 れが回収の成否は今後貸付事業に支障があるので慎重 六十一円である。償還期限満了しているものが多くと 金は三十年三月三十一日現在の保有髙(三百三十万三 な計画をたて回収に努力すべきである。

なおこの貸付に対する条件が当初徹底していなかつ ことにも起因しているのでこの点についても留意され た

Ŧī. 措置すべきである。 るものもあるようであるが、 組合が認可されているが、 ず監督指導することが肝要と認めた。即ち県下に一九 いは経済状勢の急変により休業し実質的に閉鎖して 消費生活協同組合の指導育成については時機を うち六組合は組織の不備或 その状況を適確に に は 握 失せ ζì

また鳥取、 これらの調整についても適切な運営指導が望まし いるが組合員外利用はできないことになつてい 米子両組合の運営に ついては軌道に . る の Ø 0 15 で、

保

険

昭和三十年十月十八日監査

監査委員 課

松

監査概況

同 同

大 山

本 本

冮

夫 郞

国民健康保険制度の運営状況は三十年三月末現在五

世

話

課

昭和三十年十

月十七日監査

ついて一層努力すべきである。戦後復員関係業務は国

復員事務費等国の委託事業に対する国庫予算獲得に

同 同 同 監査委員 松 近 大 本 西 本 節 冮 利

夫 郎 の事業に属し直接処理されてきたのであるが、

未帰還者の消息究明に当つては総合的企画のもとに 伝 現在に至つているが国の財政圧縮によつて、 業縮少によつでその後(二十五年度)県予算に編成し 委託費は逐年減少し、そのしわよせが地方財政に来て いる面が少くないので当局においては極力実状を政府

これらの

国の事

監査概況

務事業費の個々の内容を検討すると事務事業の総合企 画に基く予算の効率的執行の望ましくないものがある。 機関に訴え経費獲得に努力されたい。 事務事業費の効率的執行について留意され たい。

特に各種事業の一部を各種団体に委託し、委託料支出 ので考究されたい。 いるが委託団体の活動内容に検討を要するものがある に当つては数回に分ちそのつど請求書を徴し支出して

六一名(元軍人軍属二五〇名、 邦人三六三名)であつたが本年九月末現在によると四 本県未帰還者は五八一名(元軍人軍属三一八名、 対象とした未帰還者調査であつて、昨年四月一日現在 に課内他業務との人的、 る実情である。これらの困難な調査究明に当つては更 るものは僅か五六名で他は大部分消息不明となつてい て戦後今なお外地に在る元軍人軍属並びに一般邦人を 層積極的努力されたい。 、現地からの音信その他により生存確実とされて 予算的調整に留意し更に努力 本調査は国の委託事業とし 邦人二一一名)でこ 一般 \lor Ø

税の徴収不良及び国庫補助金の交付が年度末となる関 に対しては速かに制度の再建指導に努力されたい。 被保険者二十六万七千余人(前年同期二十万人)とな り逐次普及率を増加しているのであるが未実施市町村 六市町村(合併後)の中三八市町村が実施している。 国民健康保険の運営指導に努力されたい。 \equiv _ =年 + + + + 八七 九 度 年 年 年 件 四三、元七 三七四九 三二六、0四0 即ち保険 数 診 療 確

保険税の適正賦課及び徴収、給与率の合理化その他諸 係等により運営に不円滑を来たしている面があるので 般の運営活動の指導並びに国庫補助金の早期交付につ き一層の配意が必要である。

Ξ 左記の通りである。 なお審査会における審査件数診療金額等の推移状況は る。審査は厳重に励行し、 ○余件は未審査のまま給付していることは 遺 憾 で 三九七件であり、 て給付しているのであるが本年度の受診件数四三一、 診療報酬はすべて県の審査会で審査したものに対し 審査件数と照合するに約三九、 随時監査を実施されたい。 0

000,0dt,11ll 一起、二七、一九 一四三、一八八二九四円 定 金 額 被 保 險 二芸、大四 0110,41111 三大寸、0三人 三四十二六 者

鳥

水曜日 鳥 取 県 公

昭和31年2月29日 監査概況 本年度の

報(号外)第8号

監査委員

労働教育普及啓蒙を図ることは至難である。 勿論人事当局の善処を強く要望する。

主管課は

定 課 昭和三十年十月十八日監査

安

松 利

夫 郎

増加しつつありその反面求人開拓については主として かんがみその開拓については県出身者等の援助を得る 県外の大企業体に依存しているが経済情勢の不況等に 千七百二十三人が就職しているが、求職者はますます たものが二万三千五百四十四人であり、 べく格段の配意が必要である。 二十九年度における県下求職申込数は延七万五千 (二十九年十二月末現在) でこれに対し就職紹介し との中一万六

失業対策事業は失業者の増

加

民

間

事

業

図るべきである。 の特殊性からして予算措置は適切に講じ円滑な推進を その運管に支障が生じてい 保険指導費は当初予算に計上され たことは遺憾である。 ていなかつたため 事業

四

政 監査委員 昭和三十年十月十八日監査

本

四組合(組合員三一、 とのほか未報告箇所及び未適用箇所が相当潜在してい 事業箇所数(報告済の分)五、 育成強化と併用して積極的努力されたい。県下の適用 監査概況 〇人)で、 (二三、○四二人) が未組織労働者となつて 未組織労働者の組織化の促進については組織組合の・ この中、 これらの未組織労働者の組合結成促進に 組織数(二十九年六月末)は二九 ○五八人)で結局五、一二七ケ 四二一所(五五、 いるが 00

がれたい。 るので、職場講座、 0 いては組織組合の育成強化の面と較べて消極的であ 労働講座等の普及啓蒙に主力を注

について工夫されたい。 少であるので事業の総合企画の下に経費の効率的使用 る組合組織化促進費に消費されているものは極めて僅 成強化指導費に充当されており、 度経費五十七万余円の使途状況は旣成組合に対する育 ことに本問題については前回監査にも指摘 労働教育啓蒙費の効率的執行について考究された 未組織労働者に対す したが本年

三 労政事務所の運営について根本的に考究善処され 鳥取四、 職者二名を出し、実質的には一名が漸く第一線を担 でも倉吉労政事務所の如きは健康要注意者二名及び休 の指導体制が確立されていない。特に陣容配置は現在 く指摘しているが、労働行政の第一線を担当するだけ 県下三労政事務所の運営については前回監査に強 いる現状にかんがみ管内労使間の総合相談或い **倉吉五、米子四、** 計十三名であつて、 との中

15 に種々困難が予想される より失業者に対する就労適確者の認定及び就労日数等 人を五八〇人に減じ特別失対に七三三人増となる) 失業対策事業の枠が減少(当初一日、 ついて一層の努力と配意を望む。 事業に対する財政的措置の樹立を図り、 大、民間公共事業への求人開拓は緊要事であり、 なつて表面化している。 せが生じており就労日数の減少は激烈たる労働攻勢と ると共にそ なお三十年度より特別失業対策事業の実施により (公共事業) の運営に当つては遺憾なきを期 の減少等によりいきおい就労面に 従って失業対策事業の枠の拡 ので関係機関と連絡を密にす 就労人員 これが運営に せ 九八〇 しわよ 公共 ĸ

監査概況

失

業

者

就

労

状

況

三十 二十九年 年 十二月 十一月 + 九八 七 六 月 月 月 月 月 就 労 適 一、 一、弄实 一、 確 一至0 一、五三 一 一、芸芸 三 三 三 一、置人 者 ヶ 月 戧 労 景二 六 三 (昭和二十九年度) 三 三 八六 六三 四九 三九 鬥二 三,0日 日 数 共 事 業 そ 2 元 兲 二十 \equiv 三 三 云 == の 佃 計 <u></u> 10° E 七九 九四 17.7 八九 弄 一門八 三 八日

査にしば ば指摘 て いる如く根本的考究善処が望ま

Ξ

備考

失業者に対して職業安定所の窓口に申込している人員は一ケ月平均三、

職業補導所運営上の諸門題については従来該所の監

慮を払は しい。即ち人的、 ねば補導所本来の使命である基礎教育の実施 施設並びに事業費等について更に考

○○○人である。

を充てているものがあるので正常な運営が期待でき難 に吸々たるに止る恐れがある。また指導員も臨時職員と技能習得に支障があるばかりでなく生産収入の獲得 い現状である。

童 課 昭和三十年十 一月二日監査

きである。

衝の余地が認められるので機会を捉え強力に要請すべようであるが、これらの問題については政府機関に折

本制度の活用については、特に意を用い、 とれを三児童相談所についてその現況を見ると、 登録数は八三件、この中保護受託者は五六件である。 里親、 保護受託者の開拓について一層努力されたい 現在の里親 c N

監査委員 近 本 本 兀 利 伝 郞

 \equiv 滑に努力すべきである。 伸展のための資金を構成するものであるか 支障を生じている。

回収された資金はそのまま本事業 **績は郡部に比し市部が著しく悪く事業運営に少からぬ** 事後指導に不徹底が指摘される。また貸付金の償還成 事前調査は比較的厳選されているが、貸付後における 地方事務所、 べきである。 本年度における貸付実績は別 表 の 通 (申込に対する貸付比率は六二・六%)で事務処理は 母子福祉資金の貸付その他運用について考究善処す 福祉事務所で管掌している。 貸付に伴う とら回収 の b

げしめることが望ましい。県下母子家庭は現在一万四 千世帯と推定されているが、 母子相談員の活動について工夫を講じその成果を挙 特に県の母子相談員は九名で本庁及び各地方 これらの巡回指導は低調

て強力に推進されたい い現状にかんがみ、 もその能力に限度がありその上交流が円滑に行われな

本制度の開拓については方策を樹

なお本制度の推進を阻害して

が推進の熱意に厚薄が見受けられるが、

児童収容施設

いるものは委託料の低額、

その他運用上の問題がある

事務所三福祉事務所に配置し業務推進に努力

して

15

る

四

る。 倉吉 指導費等を見ても僅か月五百円程度で、 相談員と密接な連け、 県下の母子家庭の実態がはあ られ本来の相談業務が不活潑となつている。 在配置されている児童福祉司は中央児童相談所二名、 門職員の委嘱並びに充実は緊要と認められる。また現 影響されて問題児童は増加の傾向にあり、これらの専 の監査に屢々強く指摘しているにもかかわらず措置さ の問題或いは児童福祉司の充実の問題等について過去 るよう工夫が望まし されている相談員との連け ないことは遺憾である。 児童相談所専門職員の充実に 前記母子福祉資金の貸付及び償還事務に主力を削 即ち児童相談業務の遂行に当つて精神科医の委嘱 (所長兼務)、 いをとりその活動を容易ならし 615 くされていな にも不徹底の向もあつて ついて配意が必要であ 市町村に設置 ्र 特に巡回 市町村

って必要な援助、 指導助言の供与 米子一名であるが専門技術を 特に最近社会情勢の悪化に 福祉の増進を遂

Ŧī. 六 いては、 二円で、 努力されたい。 行することは、 家庭の状況を常時はあくし われることが最も必要であるが、 未済額三十万二千五百十四円である。 費の適正使用等事務的指導は強力に 額六十二万三百二十 保護の適正を期する面から、 ず関係市町村に勧告を発して 一百八十六円、 一四九施設あるが、 児童福祉施設に対する事務指導につい 児童措置費弁償金の徴収に いと思料され 二十九年度徴収決定額七十八万八百三円、 当初徴収決定に関 過年度分については徴収決定額三十七万二千 児童福祉施設は年々増加し現在県下で 収入済額六万九千六百七十二円、 るので適切な措置が必要である。 担当地域の広大及び経費の点で容易 大部分の施設が最底基準に適合せ 円 弁償金の徴収決定に資する 収入未済額十六万四百八十 し負担能力の調査が充分行 これらの検査並び ついて一層留意が るが、 その後における当該 実施された 更に収容児童の これが徴収につ て一層 収入済 に措置 積極的 望まし 65 で

第 第 別 中 数 品 102
貸付決定狀況 申込に対する貸付比率
定 狀 況 申込に対する貸付比率
申込に対する貸付比率 10000 500